

公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団ホームページバナー広告掲載要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団ホームページ（以下「財団ホームページ」という。）にバナー広告（以下「広告」という。）を掲載するにあたり、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第2条 掲載位置及び掲載数は、財団ホームページのトップページ下方に最大4つまでとする。

(広告主の制限)

第3条 要綱第3条による。

(広告の内容の制限)

第4条 要綱第4条による。

(不適切サイトへのリンク規制)

第5条 第3条及び第4条の制限に該当するサイトのほか、次の各号のいずれかに該当するサイトは不適切サイトと見なす。

- (1) いわゆる「出会い系」サイト
- (2) 専ら、投稿、書き込み、ファイル交換を目的とするサイト
- (3) 海外に所在するサーバに置かれたサイト
- (4) ウィルス感染対策や不正アクセス対策が不十分なサイト
- (5) 閲覧者の意思に反した動きをしたり誤解を与えたりするおそれのあるサイト
- (6) 前各号のサイトへのリンクがはられたサイト

2 前項に掲げる不適切サイトに対しては、財団ホームページからはリンクを設定しない。

(広告の規格)

第6条 バナー広告（バナー画像）の規格は、1枠当たり次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル
- (2) 形式 GIFまたはJPEG形式（アニメーションGIFは不可。）
- (3) 容量 10キロバイト以内

(広告の掲載期間)

第7条 掲載期間は、原則として月初から月末までの1ヶ月を単位として、最長12ヶ月まで連続して掲載できるが、年度を超えることはできない。ただし、更新を妨げない。

2 掲載の開始及び終了は、当該月の初日及び末日で、財団がその都度決定する。
ただし、当該日が次の場合、その翌日とする。

- (1) 土曜日、日曜日または国民の祝日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(広告の募集)

第8条 広告掲載の募集は、財団ホームページに募集告知を掲載することにより行う。ただし、募集定数に満たない場合は、別途協議し募集方法を決定する。

(広告掲載の申込み)

第9条 要綱第6条により申し込む。

(広告主の決定)

第10条 財団は、第9条の規定により広告を募集し、申込みがあった場合は、申込者及び申込者から提出された広告の案について、第3条及び第4条の規定への該当の有無を審査し、広告主を決定する。

- 2 前項に定める審査の結果、申込者の数が希望する広告の枠数を超える場合は、抽選により、広告主を決定する。
- 3 財団は、前2項の規定により広告主を決定したときは、広告主については広告掲載決定通知書(別記様式第2号)、その他の申込者については広告不掲載決定通知書(別記様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

(広告の掲載依頼)

第11条 財団から広告掲載を依頼した広告主に対しては、第10条の申込書の一部及び各号に掲げる書類の添付を省略するとともに、第11条第3項を省略することができる。

(掲載料)

第12条 広告の掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、広告枠1枠当たり月額1,000円(税別)とする。

- 2 広告主は、掲載料の請求書を受領後、指定する期日までに一括して納付するものとする。
- 3 既に納付された掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由のほか、財団の責任により広告掲載ができなかったときは、返還することができる。
- 4 前項ただし書の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の中止)

第13条 財団は、広告主又は広告の内容が、それぞれ次の各号に掲げる状態となった場合は、当該広告の掲載の中止することができる。

- (1) 広告主が第3条に定める広告主の制限に該当することとなったとき
- (2) 該当広告の内容が第4条に定める広告の内容の制限に該当することとなったとき
- (3) リンク先となる広告主ウェブサイトが不正改ざんされたおそれがあるとき、又は広告主から掲載中止の申し出があったとき
- (4) 広告掲載料が、期日までに納付されなかったとき
- (5) 財団の業務運営上、支障があると認められたとき

2 前項の場合において、財団は、損害賠償の責を負わない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告掲載に関する一切の責任を負うものとする。財団は、その旨をホームページ上の広告欄にて告知する。

- 2 広告主は、第9条に定める広告掲載の申込み、広告の作成費用及び提出並びに第12条に定める広告掲載料の納付に要する一切の経費を負担するものとする。
- 3 広告主は、財団が第13条の規定に基づき広告の掲載を中止したとき及び広告主が自らの責により広告の掲載の取消し、取下げ等をしたときは、当該中止等に伴う経費を負担するものとする。
- 4 広告の掲載により第三者に損害が生じた場合には、広告主が解決するものとする。

(広告等の変更)

第15条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに財団へ届け出て、協議しなければならない。

- (1) 広告の内容又はリンク先を変更するとき
- (2) 自己の都合により、広告掲載を取り下げるとき
- (3) 広告掲載申込書又は添付書類の記載内容に変更が生じたとき

(協議)

第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財団と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。